告　示

○法務省告示第九十五号

北海道砂川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月十三日

法務大臣　小川　敏夫

北海道空知郡砂川町字上砂川二十二番地

佐藤　政吉

○法務省告示第九十六号

富山市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年三月十三日

法務大臣　小川　敏夫

富山市堀五十六番地

○法務省告示第九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十四年三月十三日

法務大臣　小川　敏夫

一　共同で技能実習を実施する実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
岸本工業株式会社、株式会社テクノキシモト	一　岸本工業株式会社の所在地　静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目三十番六十号 二　株式会社テクノキシモトの所在地　静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目十番五号	金属プレス加工

二　対象となる者　平成二十四年三月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○外務省告示第六十一号

平成二十四年二月二十三日にアブジャで、地方給水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　地方給水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億六千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　庄司隆一在ナイジェリア大使

ナイジェリア側　サラ・レン・オケペ水資源大臣

○外務省告示第六十二号

平成二十四年二月二十三日にカンパラで、ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十一億五千三百万円

3　署名者

日　本　側　皆川一夫在ウガンダ大使

ウガンダ側　マリア・キワヌカ財務・計画・経済開発大臣

○法務省告示第九十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月十三日

法務大臣　小川　敏夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

兵庫県行政書士会

神戸市中央区栄町通五丁目二番十六号イトーピア栄町通ビル

認証年月日

平成二十四年二月二十二日

○外務省告示第六十三号

平成二十四年二月二十七日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

平成二十四年三月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百八十億六千七百万円（一八、〇六七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、カルシ－テルメズ鉄道電化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・二パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が(c)計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ウズベキスタンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ウズベキスタン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備（車両を含む。）の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。